

定款変更新旧対照表

新	旧
<p>(役員の定数) 第29条 この組合に、役員として経営管理委員12人以上18人以内、理事<u>8人以上12人以内</u>及び監事4人以上5人以内を置く。 2～4 (略)</p> <p>(役員の欠格事由) 第30条 次に掲げる者は、役員となることができない。 (1)～(6) (略) (7) 前2号に掲げる者以外の者であって、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。</p> <p>(総会の決議事項) 第43条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。 (1)～(17) (略) <u>(削除)</u> (18)～(19) (略) 2～8 (略)</p> <p>(総会の特別決議事項) 第49条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合において、その出席者の議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。 (1)～(6) (略) <u>(削除)</u> (7)～(8) (略)</p>	<p>(役員の定数) 第29条 この組合に、役員として経営管理委員12人以上18人以内、理事<u>9人以上13人以内</u>及び監事4人以上5人以内を置く。 2～4 (略)</p> <p>(役員の欠格事由) 第30条 次に掲げる者は、役員となることができない。 (1)～(6) (略) (7) 前2号に掲げる者以外の者であって、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。</p> <p>(総会の決議事項) 第43条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。 (1)～(17) (略) <u>(17の2) 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること</u> (18)～(19) (略) 2～8 (略)</p> <p>(総会の特別決議事項) 第49条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合において、その出席者の議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。 (1)～(6) (略) <u>(6の2) 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること</u> (7)～(8) (略)</p>

附 則

- 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第29条の変更は、令和7年4月1日以降最初に招集する通常総代会の日から適用し、同日前は、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第30条の変更は、行政庁の認可を受けた日又は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行日である令和7年6月1日のいずれか遅い日から効力を生ずる。